

回 答 書

大水保第955号

令和5年7月24日

入札参加者各位

山梨県環境・エネルギー部 大気水質保全課長

令和5年度自動車騒音常時監視業務委託（令和5年7月12日公示）に係る質問について、次のとおり回答します。

<p>質問1 面的評価方法について（仕様書6ページ 1 調査（1）道路調査、沿道調査）</p> <p>面的評価は、本年度の評価対象区間のみ行えば良いか。過去年度の評価済区間についても県内全県内すべて再評価する必要があるか。</p> <p>（答） 令和5年度の評価対象区間において、道路に面する地域に立地している住居等を対象として、過年度データも含み、自動車騒音の常時監視として面的評価をしてください。</p>
<p>質問2 道路交通センサス区間について（仕様書6ページ 1 調査（1）道路調査、沿道調査、仕様書2ページ 10 貸与物品（1）①）</p> <p>「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」に準じて、評価区間を設定する必要があるか。或いは、県内全域すべての評価区間について「令和3年度道路交通センサスデータ」の情報へ更新する必要があるか。</p> <p>（答） 今回委託する業務内容に「令和3年度道路交通センサスデータ」への更新作業は含めていません。</p>
<p>質問3 測定開始時間について（仕様書6ページ 1 調査（2）騒音測定調査等）</p> <p>自動車騒音測定の測定開始時刻について特に指定がない場合は、地点毎に任意の時刻（例えば12時に測定開始など）より実施してよいか。</p> <p>（答） 指定がない場合は、任意の測定開始時刻でかまいません。個別の理由により開始時刻を指定する必要がある場合は、受託者と協議した上で指定します。</p>
<p>質問4 測定日について（仕様書6ページ 1 調査（2）騒音測定調査等）</p> <p>全地点を同一日に調査を実施する必要があるか。或いは、複数回に分けて調査実施してよいか。</p> <p>（答） 全地点を必ずしも同一日に実施する必要はありません。個別の理由により測定日を指定する場合は、受託者と協議をした上で指定します。</p>
<p>質問5 エラーチェックについて（仕様書8ページ 【騒音推計】（2）騒音推計①データチェック、仕様書9ページ 【結果活用】（1）報告書作成）</p> <p>「面的評価支援システム」及び「環境省報告様式」でのエラーチェックにおいて、昨年度までの作業でエラーは発生していないことでよいか。</p> <p>（答） 昨年度までの作業で、エラーはない状態です。</p>